

令和8年4月10日飯塚市告示第144号で告示した飯塚農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第12条第1項の規定により告示し、当該変更後の農業振興地域整備計画を次により縦覧に供する。

令和8年4月21日

飯塚市長 武 井 政 一

1 縦 覧 場 所

飯塚市	経 済 部	農林振興課
飯塚市	穂波支所	経済建設課
飯塚市	筑穂支所	経済建設課
飯塚市	庄内支所	経済建設課
飯塚市	穎田支所	経済建設課

1. 農振整備計画の変更理由

(整理番号 1)

農業用施設設置のため用途区分の変更を行うもの

2. 農用地利用計画の変更理由

(用途区分の変更)

整理番号	変更理由	土地の所在	面積(m ²)
1	農業用施設設置のため用途区分の変更	山口 144 番地	1408 m ² の内 198.35 m ²